

岡山県渋川青年の家 指定管理者募集要項

**令和 7 年 8 月
岡山県教育委員会**

岡山県渋川青年の家指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 名 称 岡山県渋川青年の家（以下「青年の家」という。）
(2) 所 在 地 玉野市渋川二丁目7番1号
(3) 設 置 年 昭和46年12月（平成23年耐震補強）
(昭和19年：岡山県渋川海洋道場として開所)
(4) 設 置 目 的 青少年の研修、団体活動を促進し、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

(5) 施設の規模

ア 敷地面積 6,298.98㎡
(うち、玉野市からの借用面積856.62㎡)

イ 延床面積 4,927.09㎡

ウ 施 設

本館・附属棟（鉄筋コンクリート3階建）

◇研修施設

・研修室（13室）

◇宿泊施設 ※宿泊定員430名

(高校生以上の宿泊可能人数は302名程度)

・和・洋室（16室）※2段ベットは、高校生以上使用不可

・和室（13室）うち9室は、研修室兼用

◇管理施設

・事務室（1室）・保健室（1室）

・宿直室（1室）・食堂（1室）等

◇最近の施設等整備の状況

・受水槽更新工事 令和4年度

・旧職員住宅解体工事 令和5年度

・倉庫新設 令和5年度

・照明設備(LED化)改修工事（体育館及び本館1～2階） 令和6年度

・体育館床改修工事 令和6年度

・トラクター更新（カッター引上げ用） 令和6年度

・電話交換機更新 令和6年度

その他の施設等

・体育館（1,114.33㎡）・グラウンド（1,830㎡うち芝580㎡）

・駐車場（11台） ・倉庫（24.08㎡） ・救命胴衣置場（1箇所）

・カッター（5艇） ・カヤック（22艇） ・救助艇（1艇）

・漁船（1艇） ・ゴムボート（1艇） 等

(6) 主な研修内容

ア 海事研修

海の生物・地引き網・カッター漕法等の実施学習や博物館見学等、海に関する

る理科・社会科教材の現場学習及び実践活動の場にするとともに、集団生活を通じて秩序・友情・実践の精神を培う。

イ 一般研修

青年の家の指導助言のもとに自主的研修プログラムを立て、研修目標達成に向けて努力するとともに、集団生活を通じて秩序・友情・実践の精神を培う。

(7) 利用状況等

【別紙1】参照

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う青年の家の管理の基準は、岡山県渋川青年の家条例（昭和38年岡山県条例第6号。以下「条例」という。）、岡山県渋川青年の家条例施行規則（昭和38年岡山県教育委員会規則第7号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県教育委員会規則第23号）及び別に示す岡山県渋川青年の家指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例第2条に規定する業務の実施に関すること。
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) 利用者アンケート調査の実施
- (5) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負担軽減の取り組みを講じること。
- (6) その他青年の家の運営に関すること。

※具体的な業務については、業務仕様書を参照してください。

また、清掃や警備といった個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えありませんが、全ての業務を一括して更に第三者へ委託することはできません。

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

ア 施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払います。

今回公募する期間（5年間）における指定管理料の限度額は、572,078千円です。当該限度額及び年額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものであり、当該税相当額は、消費税法及び地方税法の規定により、当該限度額及び年額の110分の10に相当する額です。
--

※各年度の年額

令和 8 年度及び 11 年度	114,517 千円（建築物法定点検実施年度）
令和 9 年度	114,399 千円（第一種特定製品点検 及び水道計量器取替実施年度）
令和 10 年度	114,317 千円
令和 12 年度	114,328 千円（第一種特定製品点検実施年度）

ただし、条例第 9 条に定める利用料金の基準額の見直しにより、募集期間中に利用料金の基準額を改定する場合があります。この場合、上記の指定管理料の限度額が変更になることがあります。

なお、施設の管理運営に係る収支計画において、上記の限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は失格とします。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した金額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定（以下「包括協定」という。）において定めるものとします。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税率等を勘案して、指定管理料の額を改定するものとします。

また、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定書において規定します。（詳細は別紙 2）

※賃金・物価スライドの内容や包括協定書の標準例については、指定管理者制度運用手引き（令和 7 年 4 月改訂版）を参照（岡山県ホームページ）

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動などを踏まえ、毎年度、年度協定を締結して定めるものとします。

なお、指定期間中に利用料金基準額の見直しを行うことがあります。利用料金基準額が改定された場合、改定内容を踏まえ、指定管理料の額を定めるものとします。

エ 指定管理料を充てる施設の管理運営に要する経費は、次のとおりとします。

- ・人件費（青年の家の管理運営に必要な人員に係る人件費）
- ・維持管理費（施設、備品の維持・保守・軽微な修繕等に要する経費等）
- ・運営費（青年の家の運営に必要な経費）

オ 指定管理者が管理運営の業務を実施するため、指定管理料により自らが取得した物品のうち、施設の運営にとって特に重要な物品等の帰属先などの取扱いについては、別途協議のうえ、協定書において定めるものとします。

カ 指定管理料は、原則として、精算行為は行わないものとします。

キ 指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として指定管理者の利益とします。

ク 指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに支払うものとします。支払の時期・方法については、別途協定書において定めるものとします。

(2) 利用料金

ア 青年の家は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用しますので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。

イ 利用料金の額は、条例第9条第2項の規定により、指定管理者が県の承認を受けて設定するものとします。

ウ 指定管理者は、県が示す基準によるもののほか、公益上特に必要と認めるとき、その他特別の利用があると認めるときは、県の承認を受けて利用料金を減免することができます。

エ 条例第9条に規定する利用料金基準額は、指定期間中に改定する場合があります。改定した場合の利用料金の額の再設定等必要となる事項については、別途年度協定書で定めるものとします。

(3) その他の収入

指定管理者が、管理運営業務を実施することに伴って発生する行政財産使用料は、県の収入とします。

(4) その他

施設の管理運営業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理してください。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

⑤ 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑥ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 複数の法人等での共同応募
- 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。
- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。
この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
 - イ 当該グループの全構成員が、上記（1）イ・ウの応募資格を有する必要があります。
 - ウ 当該グループの代表となる法人等が、（1）アの応募資格を有する必要があります。
 - エ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
 - オ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。
また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年8月15日（金）から令和7年10月14日（火）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 配布場所

事務担当窓口＜14 頁参照＞

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ってください。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできます。

（アドレス：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>）

(2) 現地説明会

ア 日時及び場所

1 回目（主に施設）日時：令和7年8月28日（木）午後2時から

2 回目（海事研修）日時：令和7年9月17日（水）午後0時30分から

（天候によっては変更となる可能性あり）

場所：玉野市渋川二丁目 7 番 1 号

岡山県渋川青年の家

イ 説明の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参してください。
- ② 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがあります。
- ③ 参加できる人数は、一法人等につき 3 名までとします。（共同応募の場合は、グループで 3 名以内とします。）

(3) 説明会への参加手続

説明会への参加を希望する法人等は、説明会参加申込書（様式 1）に所定事項を記載の上、持参、ファクシミリ又は E-mail により申し込んでください。

なお、ファクシミリ又は E-mail により申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をしてください。

ア 申込期間

令和 7 年 8 月 1 5 日（金）から令和 7 年 8 月 2 5 日（月）まで（休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 申込場所

事務担当窓口＜14 頁参照＞

(4) 質問事項

質問がある場合は、質疑表（様式 9）を持参、ファクシミリ又は E-mail により送付すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

なお、ファクシミリ又は E-mail により申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をしてください。

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 1 5 日（金）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 受付場所

事務担当窓口＜14 頁参照＞

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答（様式 1 0）は、問い合わせた者に送付するとともに、令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）まで、随時岡山県教育庁生涯学習課ホームページにおいて公表します。

(5) 現地・施設見学

現地説明会以外の日で、青年の家を視察・見学する場合は、事前に（見学希望日の 1 週間前までに）青年の家へ電話により連絡のうえ、日程・時間調整をし、開館時間内に行ってください。

ただし、海事研修中（9 月 1 6 日以降）は、対応できません。

ア 連絡先

玉野市渋川二丁目 7 番 1 号

岡山県渋川青年の家総務課

電話番号 0863-81-8039

FAX番号 0863-81-8083

(6) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出してください。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがあるのでご了解ください。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式2）
 - ② 事業計画書（様式3）
 - ③ 法人等の概要（様式4）
 - ④ 申請書提出日の属する年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - ⑤ 申請書提出日の属する年度を除く過去3か年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）ただし、申請書提出日の前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々年度を含めた過去3か年度の事業報告書等。申請書提出日の属する年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録。
 - ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ⑦ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ⑧ 役員名簿（様式5）
 - ⑨ 指定管理者の指定申請に係る申立書（様式6）
 - ⑩ 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）（様式7）
 - ⑪ 岡山県税の完納証明書（ただし、岡山県に納税義務がない者にあつては本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した完納証明書）
 - ⑫ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - ⑬ グループ構成員表（様式11）（グループを構成して応募する場合）
 - ⑭ グループ協定書（写）（グループを構成して応募する場合）
- ※ 複数の法人等で構成するグループで申請する場合は、上記③～⑫は全構成員について必要です。

イ 提出部数

正本1部、副本10部

ウ 受付期間

令和7年8月15日（金）から令和7年10月14日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
--

エ 提出場所

事務担当窓口＜14頁参照＞

オ 提出方法

持参又は書留郵便（郵送による場合は、令和7年10月14日（火）必着）

8 指定管理者の審査基準及び配点

選定基準	審査項目	採点項目	ウェイト	配点
利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	①管理運営の基本方針	【公の施設としての設置目的への理解】 ・施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。	1	5
		【県の管理運営方針との整合性】 ・県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致しているか。 ・今後の管理運営ビジョンが明示されているか。 ・使用許可の考え方は、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。 ・県や各種団体・地域との調整や連携がスムーズに行えるか。	1	5
		小 計		10
施設の機能を最大限に発揮させるとともに、安全かつ効率的な管理運営が図られるものであること。	②サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	【サービスの向上を図るための具体的な方策と期待される効果】 ・学校や一般の利用者等のニーズを的確に把握し、質の高い管理運営を実現させる研修プログラム等となっているか。 ・施設の利用環境改善に向け、具体的な方策等を有しているか。	2	10
		【利用促進に向けた方策】 ・施設の利用促進に向け、学校だけでなく一般利用も含め、具体的な方策等を有しているか。	1	5
		【専門職など職員の配置計画】 ・質の高い管理運営を行うことができる専門的な知識・技術等を持った職員を配置する内容となっているか。 ・特に海上における安全対策について熟知した職員を配置する内容となっているか。	3	15
		小 計		30

	③危機管理に関する取組	【事故防止の取組や事故発生時の対応】 ・安全に最大限配慮した事故の未然防止の取組がされているか。特に海上における危険を意識した取組となっているか。 ・事故発生時の対応方策が確保されているか。 ・施設、設備の安全点検計画が策定されているか。 ・職員間の緊急連絡網が整備されているか。 ・緊急事態等に対して即時に適切な対応ができる体制が確保されているか。	4	20
		【災害等緊急時の対応】 ・災害及び緊急時における対応の方策が確保されているか。 ・災害及び緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。	1	5
		【情報管理対策】 ・個人情報保護対策は万全か ・情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か	1	5
		【職員研修】 ・児童生徒が多く利用する施設であることを踏まえ、必要な職員研修の実施体制が確保されているか（児童生徒性暴力等防止、発達障害や障害者理解、外国籍の児童生徒支援など）	1	5
		【利用者からの苦情等】 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。 ・苦情処理に関する職員への指導、研修が予定されているか。 ・県への報告が想定されているか。	1	5
		小 計		40
	④効率的な管理運営に関する取組	【指定管理料要望額】 ・指定管理料上限額に対し、申請者の指定管理料収入額はどの程度か。	1	5

		【収支計画の妥当性、実現の可能性】 ・収支計画の積算が妥当か。また、管理運営計画との整合性は図られているか。	1	5
		【効率的な維持管理計画】 ・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減等に取り組む内容であるか。	1	5
		小 計		1 5
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること	⑤申請者の管理運営体制及び法令等の遵守状況	【組織体制】 ・安全に最大限配慮し、青少年教育施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか ・青少年教育施設の管理運営業務に関する知識と経験を有した職員配置計画か。 ・管理運営責任者について、必要な知識や資質が十分な者が確保される予定か。 ・従業員の雇用・労働条件について適切に配慮し、安定した人材確保、人材育成ができる体制となっているか。 ・適切な引継計画となっているか。 【労働法令その他の関係法令等の遵守の状況】 ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	3	1 5
		【類似施設の管理運営実績】 ・類似施設の管理運営実績があるのか。	1	5
		小 計		2 0
	⑥申請者の経理的基礎	【申請者の経営状況、財務体質、事業実績】 ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	1	5
		小 計		5
	合 計			

※ 各委員は、審査内容ごとに次により「1」～「5」までの5段階評価を行います。
この評価数値にウエイト欄に記載した数値を乗じて得た点を当該項目の評価点とします。

ただし、「④効率的な管理運営に関する取組」の「指定管理料要望額」について、
要望額に基づき1点から5点の範囲で1点刻みに評価を行います

評価	評 価 内 容	評 価 点
「5」	該当の項目について十分な理解・認識があり、提案内容が特に優れている	5×ウエイト
「4」	該当の項目について十分な理解・認識があり、提案内容が優れている	4×ウエイト
「3」	該当の項目について十分な理解・認識があり、提案内容が普通	3×ウエイト
「2」	該当の項目について理解・認識があまり認められず、提案内容がやや劣っている	2×ウエイト
「1」	該当の項目について理解・認識があまり認められず、提案内容が劣っている	1×ウエイト

9 指定管理者の選定スケジュール

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補を選定するため、有識者及び県職員の6名程度で構成する
「岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）
を設置します。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、岡山県教育庁生涯学習課において、応募資格の適否に
ついて確認を行います。資格がないと認めた申請者に対しては、その旨及び選
定委員会で審査を行わないことを通知します。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを選定委員会の場で実施します。

公開プレゼンテーションの日時等については、別途申請者に通知します。

(4) 選定委員会による審査

上記「8 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画につ
いて、審査を行い、各選定委員が付けた得点の合計点が最高の申請者を指定管
理者候補とします。ただし、審査項目の「①管理運営の基本方針」に係る項目
について、各選定委員の付けた得点の合計点が満点の6割未満であった場合に
は、選定委員会において再度審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成
できないと判断した場合は失格とします。

(5) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県
ホームページに掲載します。

(6) 指定管理者の指定

上記手続きにより決定した指定管理者候補は、決定直後の県議会の議決を経

て、指定管理者に指定されます。

10 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算が成立の後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結します。

協定は、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と各年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）を締結します。

11 管理運営継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により青年の家の管理運営業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができますものとしします。

イ 指定管理者が管理運営業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により青年の家の管理運営業務を継続することが困難となったときなどには、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとしします。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部を支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとしします。

エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理運営業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとしします。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとしします。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後は、指定管理者候補として、選定委員会による審査の結果、次点となった者と、施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

1 2 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、次表のとおりです。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定することとします。

種類	内 容	県	指定管理者
施設・設備 の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件当たりの所要額が160万円以上のもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
制の変更等	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更等		○
第三者への	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
賠償	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及 び住民への 対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

1 3 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとします。
- (3) 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合があります。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出していただきます。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とします。

1 4 問い合わせ先（事務担当窓口）

郵便番号	〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号（西庁舎4階） 岡山県教育庁生涯学習課振興班
電話番号	086－226－7595
FAX番号	086－224－2035
E-mail アドレス	syogai@pref.okayama.lg.jp

【別紙 1】

岡山県渋川青年の家利用状況等

1 管理運営費実績額 (単位：千円)

	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
管 理 運 営 費	11,772	12,372	16,636	18,706	17,180
指 定 管 理 料	111,500	112,474	112,000	111,500	111,500
利 用 料 金 収 入	1,132	1,898	4,281	7,765	6,000
事 業 収 入 等	158	397	259	532	1,000

※ R 3～6年度は、現指定管理者の実績額。

※ R 7年度は、現指定管理者の計画額。

2 利用者実績 (延べ人数) (単位：人)

	海事研修		一般研修	計
	小学校	中学校		
R 3年度	11,568	192	594	12,354
R 4年度	19,241	184	823	20,248
R 5年度	33,606	590	3,323	37,519
R 6年度	32,855	0	3,151	36,006

※小中学校については、隔年で利用する学校があります。

【別紙 2】

＜包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容＞

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度の11月〇日）があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

（１）100に、令和〇年度（※公募年度）から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外のとき

（２）令和△年度（※公募前年度）の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）が97未満のとき又は103を超えるとき

（別紙）

1 算定の基礎金額

（令和 年度～令和 年度）※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額（円）	内訳
人件費	正規職員賃金	「管理運営業務に係る収支予算書」に 申請時に提出いただく に基づき設定	〇円×〇人＝ 〇円×〇人＝
	非正規職員賃金		〇円×〇人＝ 〇円×〇人＝
	法定福利費		上記計×〇％
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和〇年度（※公募年度）から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（※1）に1を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100（％） ※小数点以下第2位を四捨五入
物件費	令和●年度（※公募前年度）の消費者物価指数（※2）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値	・左記数値が97未満の場合 左記数値－100＋3（％） ・左記数値が103超の場合 左記数値－100－3（％） ※小数点以下第2位を四捨五入

- ※1 岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率
- ※2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和〇年度（※公募年度）以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと （※端数処理の考え方）
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	（※端数処理の考え方）